

第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

違反態様	令和2年		平成31年・令和元年		前年比		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
総数	1,677	1,544	2,275	2,169	△598	△625	
ダフヤ行為(第2条)	3	3	10	7	△7	△4	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,305	1,166	1,787	1,685	△482	△519
	うち)盗撮	(736)	(636)	(758)	(697)	(△22)	(△61)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	19	16	19	18	-	△2	
押売行為(第6条)	1	1	-	-	1	1	
不当な客引行為等(第7条)		349	358	459	459	△110	△101
	うち)勧誘(スカウト)	(64)	(65)	(83)	(83)	(△19)	(△18)
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	

注1 盗撮は、卑わい行為の内数である。

2 勧誘(スカウト)は、不当な客引行為等の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和2年	平成31年・令和元年	前年比	
ストーカー行為等に係る相談	1,232	1,262	△30	
警告書の交付(第4条)	495	410	85	
禁止命令等(第5条)	137	95	42	
援助の実施(第7条)	639	530	109	
検挙	ストーカー行為罪(第18条)	126	97	29
	禁止命令等違反(第19・20条)	15	13	2

注1 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

2 援助の実施にあつては、援助申出受理件数をいう。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和2年	平成31年・令和元年	前年比	
配偶者からの暴力に係る相談	8,627	8,435	192	
保護命令(第10条)	47	58	△11	
援助の実施(第8条の2)	5,581	4,976	605	
検挙	保護命令違反(第29条)	1	1	-

注1 DV防止法とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

2 保護命令は、令和2年から総件数を表示する。

数値：生活安全総務課